

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

吉賀町の人口は、昭和 35 年国勢調査及び令和 2 年国勢調査結果(総務省統計局)によると最も総人口の多かった昭和 30(1955)年の 15,188 人から令和 2(2020)年には総人口 6,077 人と半分以下にまで減少しており、そのうち年少人口 576 人 (9.5%)、生産年齢人口 2,778 人 (45.7%)、老年人口 2,723 人 (44.8%) となっている。令和 4 年に策定した「まち・ひと・しごと創生第 2 期吉賀町総合戦略」では、令和 2(2020)年以降も人口は減少し続け、2045 年には 4,038 人になると推計されており、少子化に伴い人口の維持・拡大はさらに厳しい状況になると見込まれる。

吉賀町の就業者数は減少の一途を辿っており、令和 2 年の時点で就業者数の総数は 3,102 人、そのうち第 1 次産業 393 人 (12.7%)、第 2 次産業 884 人 (28.5%)、第 3 次産業 1,825 人 (58.8%) となっている。かつての基幹産業であった農林業を中心とした第一次産業は、国の農業政策の転換や、従事者の高齢化、後継者不足等により就業者数が減少してきた。農業においては近年、定年帰農者や都会からの U I ターン者があるものの、担い手の超高齢化が進行し就業人口の約 8 割を 65 歳以上が占める(2020 年農林業センサス)。第二次産業においては、就業者数は減少傾向にあり慢性的な人材不足に苦慮している。第三次産業においては、就業者数は減少傾向にあるものの、技能実習生等の外国人雇用増加が一因し、総数は横ばいで推移している。

吉賀町商工会が実施した令和 5 年度商工会会員アンケートによると、5 年前と比較して売上高・利益が減少したと回答した事業所が過半数を占め、経営上の課題として「経費・仕入れコストの削減」、「売上確保」等が挙げられており、経営環境は厳しい状況にある。また、町内においては少子高齢化による生産年齢人口の減少が人材不足を招いており、加えて、後継者のいない事業所については廃業に向かう状況にある。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定件数 2 件

(3) 労働生産性に関する目標

現在町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

従って、吉賀町では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を施すことで、先端設備等導入計

画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

多くの事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

製造業、サービス業など多様な業種が吉賀町の経済、雇用を支えており、広く生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

なお、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、省エネの推進等、多様である。従って本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年、4年、又は5年間とする（設備投資から効果が現れるまで長期間を有する場合もあるため）。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定をしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。